第4章 第4次計画の取組

基本方針 | 安心・快適な暮らしの推進

基本項目 | - | 包括的相談支援体制の推進

近年の少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮、ヤングケアラー注、高齢者独居、ひきこもりなど社会的に孤立する人が増えていることが社会問題となっています。

市民アンケート調査結果からも、地域において日常的な関わりが少ないと関係性が希薄となり、 そこから孤立化しやすく、悩みや課題を抱えた場合に、解決されずに長期化・重度化することが想 定されるという課題がみえてきました。

国においては、地域共生社会の実現を進める中で、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮の各分野及び制度の狭間となる人への支援を行うための重層的支援体制整備事業が施行されました。本市では、複雑化・複合化した課題を抱える方の支援を行うために、令和2年度(2020)から福祉総合相談支援事業を実施しており、引き続き取組を推進する必要があります。

施策の方向性

市や市社協の相談窓口において、対面だけでなく、電話、メール、SNS ^{注2}など様々な方法により相談を受け止めます。そして福祉総合相談支援事業を推進することで、支援の入り口となる相談窓口の充実と多機関の連携による包括的な支援の提供につなげます。

また、支援を必要とする人に対する支え合いや地域での見守りの仕組みを構築することで、社会的孤立・孤独を防止する対策を強化します。

実施項目 |-|-| 相談窓口の充実・多機関の連携

【取組内容】

相談支援体制の充実

・ 市や市社協の相談窓口において、包括的に相談を受け止めることができる体制を強化しま す。

多機関協働体制の強化

・市及び市社協の連携や、関係機関とのネットワークにより、複雑化・複合化した課題を抱える 対象者に多機関協働のもとで支援できる体制を強化します。

注 ヤングケアラー: 一般に、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいう。

^{注2} SNS: I 6ページ参照

実施項目1-1-2 支え合いを通じた孤立防止

【取組内容】

社会的孤立の防止

- ・ 支援が届いていない人に訪問などを通じて関係性を構築し、地域活動や福祉サービス等へ とつなげていきます。
- ・地域の社会資源 (就労や地域活動など) を活用し、社会とのつながりをつくるための支援を 提供していきます。
- ・生活支援コーディネーター^{注3}を中心に、地域において高齢者の困りごとを支える「たすけあい活動団体」の活動を支援します。
- ・市民の身近な相談相手であり地域の見守り役である民生委員·児童委員活動を推進します。
- ・出雲市自治会等応援条例に基づき、町内会(自治会)への加入促進·活動支援を行います。
- ・子ども食堂の取組について支援を行い、子どもが安心して過ごすことのできる地域の居場 所づくりを進めます。

自死対策及び若者等への支援

- ・ゲートキーパー注4養成や相談窓口の周知、啓発活動など自死対策を充実させます。
- ・ヤングケアラーやひきこもりなど、近年社会問題となっている課題を抱えている人に向けて、 周囲の理解を深めるための啓発や相談窓口の周知を図り、必要な支援を行います。

市·市社協	・市と市社協の連携を深めるとともに、関係機関への働きかけを通じて、市全体の相談支援体制を強化する。・福祉総合相談支援事業を推進し、複雑化・複合化した課題を抱える人や既存の制度やサービスでは対象とならない人への支援を行う。
事業者	・相談支援体制を強化するとともに、市及び市社協において推進する、包括 的な支援体制の強化に協力する。
地域	・地域活動や見守り活動を通して、地域の支え合いを強化する。 ・市や市社協、地域の福祉事業者との連携を深める。
市民	・市や市社協の広報紙や、テレビ・インターネット等の福祉に関する情報に 関心を持つ。・困ったことや気になることがあれば、市や市社協の相談窓口や民生委員 などに相談する。

^{注3} 生活支援コーディネーター:地域の支え合いの推進役として各地域に配置され、地域の高齢者支援のニーズと 資源の把握及び課題把握、地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、生活 支援・介護予防サービスの担い手の養成及びサービス開発などの取組を総合的に支援・推進する役割を担う。

^{注4} ゲートキーパー: 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、 必要な支援につなげ、見守る)をとることができる人。

●地域における取組紹介「実施項目 | - | - 2 支え合いを通じた孤立防止」事例

子どもの食を支えつつ、誰もが気軽に集まれる場所へ

輪や和や食堂

平成29年12月から、月1回、今市コミュニティセンターにて開催されています。子どもからお年寄りまで幅広い世代が集まり、"わやわや"しながら美味しい食事と会話を楽しんでいます。







~始めるまでの経緯やこれからについて~(活動されている方のお話から)

活動の開始に向けて、小学校に話を聞きに行ったり、市外で既に活動している子ども食堂に見学に行ったりしながら、自分たちがイメージする「食堂」を完成させていきました。

不安もある中で実施した第1回目の子ども食堂は、子どもから高齢者まで100人が訪れました。その後も月1回開催し、毎回80人ほどが訪れ、おいしい食事を楽しんでいます。

「なるべく入口のハードルを低くして、多くの人に来てほしい」という想いから、予約制ではなく、年齢制限も設けないかたちをとっており、誰でも気軽に来ることができ、地域になくてはならない場所となっています。

◆「活動の始まりのきっかけは、子どもの食の貧困でしたが、今は食堂という存在が結果的に孤食、世代間交流などいろいろなことに繋がっていけばよいと思っています。」と、これからも楽しみながら続けていきたいとお話されています。

外国にルーツを持つ若者の居場所づくり

MANABIYA(まなびや)

市内で、学校に通うことのできない外国人の若者などに、ボランティアで日本語を教える活動を行い、子どもや若者の居場所ともなっています。





~始めるまでの経緯やこれからについて~(活動されている方のお話から)

ブラジルで日本語教師として活動後に日本に帰国し、行き場を失った10代の子どもたちと出会い、「MANABIYA」の立ち上げにつながりました。

地道ですが、"いつでも来れる場所だよ"というメッセージを届けたいです。半年間全く返事がなかった子から"行ってみようかな"の一言が聞けた時はとてもうれしく感じました。また、地域のボランティア活動に参加し、人のために動こうとしている瞬間は本当に輝いています。

活動当初は"助ける側"と"助けられる側"の関係性だったのが、"みんなができることをする場"に変わってきました。子どもたちの心の変化がそうさせたんだと感じています。

◆今後も、外国にルーツを持つ子どもたちが直面する課題に向き合いながら、いつでも寄れる居場所として活動を続けるとお話されています。

基本項目1-2 地域生活の支援

誰もが地域において自分らしく生き生きと暮らしていくためには、様々な福祉課題がある場合でも、周囲の協力や関係機関の支援を受けて、住み慣れた自宅やまちの中で自立して生活できることが重要となります。

本市では、障がい者の地域生活を支援するサービスの提供や、高齢者が退院した後も本人が 望む生活を送るための支援を行う仕組みを市全体で実践するなどの取組を進めています。経済的 な理由などで生活が困窮している方については、相談・自立支援、医療費・福祉サービスの助成な どを行っています。また、誰もが安心して地域生活を送ることができるように各地域における防災・ 防犯対策への支援を行っています。年齢や障がい、家庭の状況等にかかわらず、自分らしく生活す るために、各種支援に継続して取り組む必要があります。

施策の方向性

誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、健康的な生活を送るための支援、安心して在宅生活を送ることできる環境づくり、社会参加への取組を進めていきます。生活を送る上で経済的に困窮した場合には、生活を再建できる支援体制を強化していきます。

また、生活の基盤となる安心・安全なまちづくりを地域と一体となって推進します。

実施項目 | -2-| 自立の支援

【取組内容】

健康増進・食育推進を通じた自立した生活の支援

・乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりと、食を通じた心身の健康増進を 推進します。

地域生活の支援

- ・ 高齢者が自立した生活を継続できるよう、健康づくりや介護予防の取組を支援するととも に、地域の互助活動を促進します。
- ・障がい者の在宅生活を支えるためのささえ愛サポート事業^{注5}を重点的に進めていきます。
- ・保護司会等と連携し、就労や居住支援、啓発活動など再犯防止の取組を進めていきます。

^{注5} ささえ愛サポート事業:障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、障がいのある方の 在宅生活を地域全体で支える仕組み。

実施項目1-2-2 社会参加·就労支援

【取組内容】

社会参加の促進

- ・サロン活動、子育てサークルなどを継続的に実施し、社会参加の機会創出に努めます。
- ・世代間交流事業の継続的な実施により、あらゆる世代が地域の中でふれあえる機会を創出します。
- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室や介護保険サービスの充実等を推進し、仕事と子育 て・介護等が両立できる環境整備に努めます。

就労の支援

- ・ハローワークと連携し、福祉課題を抱えていても自らの能力を活かした就業ができるよう、必要な情報提供等支援を行います。
- ・ 職業体験の実施等を通してその職種への適性を見極め、雇用者と被雇用者双方が納得できる就業機会の創出に努めます。
- ・シルバー人材センターと連携し、高齢者の就業機会を確保するとともに、その知識・技術の活用を推進します。
- ・障害者雇用促進法^{注6}に基づき、事業者の障がい者雇用拡大を図るとともに、障がいに応じた留意点等を情報提供するなど、早期離職の防止等に努めます。

実施項目1-2-3 生活困窮者の自立支援

【取組内容】

多様な支援の提供

- ・ 市、市社協、ハローワーク等の関係者が本人の了解を得たうえで生活困窮者に関する情報 を共有し、連携して相談支援や生活改善への支援を提供します。
- ・フードバンク事業等を通じ、困窮状態に直面している方への緊急一時的支援を行います。
- ・生活福祉資金の貸付や住居確保給付金の支給等を通して、生活の再建を支援します。
- ・ 医療費助成や経済的支援等を通じて、生活困窮世帯の子育てや生活の支援の充実を図ります。

^{注6} 障害者雇用促進法: 障がい者の職業の安定を図ることを目的とし、障がいのある方に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進、事業主が障がい者を雇用する義務等が規定されている。

実施項目1-2-4 防災・防犯対策の推進

【取組内容】

地域の防災力向上の推進

- ・各地区災害対策本部との連携のもと、地域主体の防災訓練や防災研修等を通して、平常時からの備えを進め、地域の防災・減災力向上を図ります。
- ・各地区災害対策本部や福祉専門職との連携のもと、避難行動要支援者の避難プラン(個 別避難計画)作成に取り組みます。

地域の防犯対策の強化

- ・警察、出雲地区防犯協会と連携し、防犯ボランティア団体を支援するとともに、防犯カメラの設置や防犯灯設置補助などを通して、犯罪が発生しにくいまちづくりに取り組みます。
- ・ 学校等と連携し、子どもの通学路における危険箇所の点検や見守り活動を推進します。

市・市社協	・ 自立の支援や社会参加、防災・防犯対策など、地域生活の支援に関する情報を広く発信し、支援を必要としている方にきめ細かく提供する。 ・ 関係機関や地域との連携・調整を図る中心的な役割を果たす。
事業者	・サービス提供などを通して、市民の地域における生活を支える。 ・ 高齢者・障がい者雇用などを通じて、誰もがいきいきと暮らすことができる 環境づくりに協力する。
地域	・地域の課題や状況を把握し、地域の実情に応じた取組を進める。 ・市と連携しながら防災・減災力の向上に努める。
市民	・地域や自主組織における活動に協力する。・健康づくりなどを進んで行うとともに、周囲に呼びかけ活動を広げていく。



基本項目1-3 市民の権利の実現

社会全体において多様性の時代と言われるように、誰もが自分自身の意思に基づいて、日々の暮らし方を決めることが必要です。本市では、福祉のまちづくり条例を中国地方で初めて制定し、 心づくり・地域づくり・都市づくりの3つの基本方針のもと各施策を推進しています。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数の増加が見込まれ、成年後見制度など権利擁護の取組はニーズが増えていくと考えられます。また、全国的に特殊詐欺被害や、インターネット上の詐欺など新たな手口の犯罪も発生しています。

誰もが安心して生活していくために、まちづくりにおける配慮などのハード面から、また、市民意識などのソフト面の両方から、権利の実現に関する取組を推進していくことが必要です。

施策の方向性

公共施設や民間施設において、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化を進めるとともに、 障がい者への理解促進のためのあいサポート運動^{注7}など、心のバリアフリーにつながる取組を推 進します。また、人権啓発や多文化共生などの取組を継続し、互いを尊重することができる社会の 実現を目指します。認知症や障がいなどにより意思判断を十分にできない方に対し、成年後見制 度による支援を行うなど権利擁護の取組を推進します。

実施項目 | -3-| バリアフリーの推進

【取組内容】

バリアフリーの推進

- ・福祉のまちづくり条例に基づき、公共の建築物・公園等や、民間施設や住宅の整備において バリアフリーに配慮した整備がされるように努めます。
- ・研修や広報等により病気や障がい、妊産婦等への理解を深め、公共施設や交通機関を利 用しやすい社会づくりに努めます。
- ・あいサポート運動の推進等を通して、病気や障がいがある方への理解を促進します。



^{注7} あいサポート運動: 障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、誰もが暮らしやすい社会をつくっていくことを目的とした運動。

実施項目1-3-2 権利擁護体制の充実

【取組内容】

安心して生活できる環境の整備

- ・誰もが地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるように、支援を必要とする人に 福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行い、権利擁護を図ります。
- ・ 隣保館と連携し、同和問題など様々な人権問題の相談を受け付けるとともに、人権擁護委員との連携を図ります。
- ・文化や国籍、考え方の違いなど多様性を認めあえる多文化共生の取組を進めていきます。

個人の生命や財産を守る取組の強化

- ・生活・消費相談センターや警察等と連携し、出前講座などの啓発や情報提供を行い、特殊 詐欺被害や悪徳商法の防止に努めます。
- ・子どもや障がい者、高齢者等への虐待や差別、DV等の防止のため、障がい者差別相談センターや高齢者あんしん支援センター等で相談に応じます。

実施項目1-3-3 成年後見制度の利用促進

【取組内容】

成年後見制度の利用促進

- ・ 市の広報紙やセミナー等を通じて成年後見制度の必要性を分かりやすく周知し、制度の利用を促進します。
- ・低所得者等への成年後見制度利用に要する費用支援を通じ、確実に制度を利用することが できる環境づくりに努めます。

成年後見制度運用のための連携強化

- ・ 市、出雲成年後見センター、いずも権利擁護センターが連携し、相談対応、申立手続きの助 言、法人後見、家庭裁判所との連絡調整等に取り組みます。
- ・ 市、出雲成年後見センター、いずも権利擁護センター、高齢者あんしん支援センター、福祉施設等が連携を強化し、権利擁護支援が必要な人の発見・支援に取り組みます。
- ・ 市民後見人の育成により第三者後見の新たな担い手の確保に努めるとともに、後見人支援 の強化に努めます。

市·市社協	・ 個人の権利が護られるように、必要な支援を提供する。
	・ 権利擁護について、関係機関と連携した支援体制の中心的な役割を担う。
事業者	・ 福祉のまちづくり条例に基づく環境整備を推進する。
	・ あいサポート運動 ⁸ に協力するなど、互いの理解を深める取組を推進する。
地域	・ 普段からのコミュニケーションや声掛けにより、個人の生命や財産を脅か
	す危険の防止に努める。
市民	・市や関係機関からの情報に関心を持ち、権利擁護について意識を高める。

注8 あいサポート運動:36 ページ参照

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

基本項目2-1 福祉関連機関の連携推進

令和7年(2025)にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となるなど、高齢化が進展する状況に対応するため、国では平成17年(2005)から地域包括ケアシステム^{注9}の構築を推進しています。本市では、高齢者あんしん支援センター(地域包括支援センター)と連携し、地域包括ケアシステムの推進を図っています。

また、妊娠・出産・子育で期の不安や相談を切れ目なく支援するため、平成29年(2017)10月に母子健康包括支援センター『きずな』を開設するなど、各分野において包括的な支援が提供できる体制を構築しています。その中で、複雑化・複合化した課題を抱える対象者への対応については課題となっています。

施策の方向性

行政、医療・介護・福祉関係者、地域住民が連携して、様々な福祉課題や地域課題に向き合い、 解決へとつなげていくために地域包括ケアシステムの推進に引き続き取り組んでいきます。

また、高齢者だけでなくすべての市民に向けて、それぞれが抱える福祉課題や多様なニーズを 把握し、その課題やニーズに応じた適切なサービスが提供できる体制を強化していきます。

実施項目2-1-1 地域包括ケアシステムの推進

【取組内容】

体制づくりの推進

- ・保健・医療・福祉関係者が協力し、地域住民の「互助」の取組とも連携しながら、住まい、医療、介護、介護予防及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケア」を推進していきます。
- ・ 多職種の専門職を活用した地域ケア会議により、自立支援を目指した個別課題の解決、個別課題から明らかになった地域課題の検討等に取り組みます。
- ・ 高齢者あんしん支援センターにおいては、「地域包括ケア」の中核を担うケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の専門機関等とのネットワーク構築の支援に取り組みます。

^{注9} 地域包括ケアシステム:18ページ参照

実施項目2-1-2 福祉課題や福祉ニーズの把握

【取組内容】

福祉課題や福祉ニーズの把握

- ・専門職や地域の関係者が集まる場に出向き、高齢者に関する福祉課題の把握に努めます。
- ・福祉に関する各種会議・委員会・専門部会において、様々な分野からの意見を集約し、本市 における課題の把握や課題への対応を検討していきます。
- ・相談窓口や各種サービスにおける利用者の意見や地域からの意見を把握することに努めま す。

実施項目2-1-3 福祉ニーズとサービスのマッチング

【取組内容】

ニーズに応じたサービス提供の推進

- ・ 高齢者あんしん支援センター、母子包括支援センターなど相談窓口と関係機関が連携し、 多様な福祉ニーズに迅速・的確に対応できる体制を強化していきます。
- ・地域において福祉課題を抱える人や世帯とサービスをつなぐ役割を担う民生委員・児童委 員等と連携して適切なサービス利用へとつなげます。

市·市社協	・地域ケア会議や福祉に関する各種会議・委員会・専門部会など、保健・医療・福祉関係者、地域住民が連携するための環境を整備する。
事業者	・市・市社協との連携や事業所間の連携を深め、地域包括ケアシステム注10の推進に取り組む。・地域へ出向いたり、サービスの提供を通して、地域課題や個人の福祉課題を把握するように努める。
地域	・地域課題の把握やその解決に向けた検討を行う。 ・民生委員児童委員、福祉委員などの活動支援を行う。
市民	・地域における支え合いを考える場などに参加する。

^{注10} 地域包括ケアシステム:18ページ参照

基本項目2-2 社会福祉事業の推進

福祉サービスの提供を行う社会福祉事業は、生活を行う上での基盤となっており、共働き世帯 の増加や高齢化により、その必要性は年々高まっています。

全国的に福祉事業に携わる人材の不足が課題となる中、国では、福祉サービスの人材確保や福祉サービスの質の向上のための政策を推進しています。

本市では、多くの社会福祉法人等が福祉サービス事業を実施しており、また高校・大学・専門学校など、福祉人材を育成する機関も多く立地しています。そのような環境において、本市ではそれらの学校等と連携し、福祉事業者の人材育成への支援などを行っています。多様な福祉ニーズに対応するために、引き続き福祉事業に携わる人材の確保・育成、定着に向けた取組を推進する必要があります。

施策の方向性

社会福祉事業の基盤となる福祉事業者や福祉事業に携わる人材への支援を行います。福祉事業者が公的サービスに加えて地域や利用者の特性に応じたサービスを提供できるようにすることで、多様な福祉課題に対応できる包括的なサービス提供体制を充実させていきます。

また、福祉サービスの質の向上のために、第三者評価や各種研修等の取組を進め、市民が安心してサービスを受けられる環境を整えます。

実施項目2-2-1 福祉事業者等の振興・参入

【取組内容】

施設・設備整備への支援

・福祉事業者における施設・設備整備に対して、補助金交付など必要な支援を行います。

人材確保への支援

- ・福祉課題の把握や地域資源の掘り起こしを通じて、民間サービスの活用を進めます。
- ・福祉人材の確保・定着のため、ホームページ等を通じて職員や職場の紹介等の情報発信を 積極的に行い、福祉に関する仕事のイメージアップを図ります。
- ・ 福祉人材の確保・定着のため、研修会や見学会の実施、また、キャリアアップ支援や事業所間交流などの取組を推進します。



実施項目2-2-2 福祉サービスの向上

【取組内容】

福祉サービス向上の取組

- ・定期的な研修会等を通じて、担当する職員、スタッフのスキルアップを図ります。
- ・ 社会情勢の変化や福祉制度の改正等を的確に捉え、提供しているサービスの継続的改善及び新たなサービスの創出に取り組みます。
- ・島根県福祉サービス第三者評価^{注||}を受けサービスの質の向上につなげるとともに、結果の公開に努め利用者の適切なサービス選択につなげます。
- ・サービス利用者、地域、福祉に関する各種会議・委員会・専門部会などで把握した福祉課題 や福祉ニーズを、各種サービスや支援体制の改善へとつなげて、サービスの質の向上を図り ます。

市·市社協	・福祉事業者が適切なサービスを提供することができるよう、必要な支援を 行う。・福祉事業に携わる人材の確保・定着のための取組を推進する。
事業者	・研修会への参加、第三者評価など、サービスの向上への取組を積極的に行う。・適切なサービスの提供とともに、地域貢献を意識して法人・事業所を運営する。



注11 島根県福祉サービス第三者評価:福祉サービスを提供する事業者のサービスの内容について、公正・中立な 第三者機関(評価機関)が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組み。

基本方針3 地域福祉の充実・強化

基本項目3-1 地域福祉活動への参加促進

地域における福祉活動は、住民にとって最も身近であるとともに、地域共生社会の実現のためには不可欠な要素です。

本市には、地域福祉活動の中心となる42の地区社会福祉協議会と、活動の拠点となる43のコミュニティセンターがあり、各地区の特性に応じた様々な活動が展開されています。

また、総合ボランティアセンター、ボランティアまちづくりセンターなどのボランティア活動の拠点を中心として、地域における支え合いやつながりを広げる取組を進めています。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉活動に「関心がない」という人の割合が増加傾向にあり、地域福祉活動に「これまで参加したことがない」という人は、地域福祉活動の活性化のためには、情報提供や活動につなげてくれる人材、研修会・講習会等を必要とするという結果がみられました。地域福祉活動の参加促進のため、「人とのつながり」、「情報発信(インターネット、広報紙など様々な媒体の活用)」の両要素について、効果的な取組が必要です。

施策の方向性

身近な地域における地域特性に応じた福祉活動は、互いに支え合うことができるぬくもりのある 福祉のまちづくりの基本となるため、多くの方が活動に参加できるような環境づくりを進めていきま す。また、活動の充実へとつながる情報発信に努めていきます。

実施項目3-1-1 地域福祉活動の推進

【取組内容】

地域福祉活動の推進

- ・コミュニティセンターにおける多世代交流や体験学習、広報紙の発行等を推進します。
- ・総合ボランティアセンター等と連携し、ボランティア活動への参加を促進します。
- ・共同募金への協力や寄附などの善意が地域福祉活動の推進に役立てられていることを周 知します。

活動への支援

- ・地区社会福祉協議会に活動費助成等の支援を行い、地域における福祉活動の充実へとつ なげます。
- ・ 市民団体、ボランティア団体、NPO等が取り組む地域福祉活動を支援します。
- ・施設や機材の貸し出し、出前講座などを通じて地域における福祉活動を支援します。

実施項目3-1-2 福祉活動拠点の充実強化

【取組内容】

福祉活動拠点の充実強化

- ・ 地域福祉活動の拠点となるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、活発に 利用される施設となるよう努めていきます。
- ・総合ボランティアセンター、ボランティアまちづくりセンター、ファミリーサポートセンター等の情報発信や、研修会の開催・活動への相談を通して市民が福祉活動に関わりやすい環境づくりを進めます。

実施項目3-1-3 情報提供体制の充実

【取組内容】

ニーズに応じた情報の提供

- ・ 広報紙やホームページ、SNS注12等、広報媒体の多様化を図ります。
- ・必要な情報をまとめたガイドブック冊子の作成や、チャットボット注13による情報提供など、分野や世代に応じた情報提供を行います。
- ・ 声の広報や点字広報の発行、多言語情報の提供等だれもが必要な情報を得られるような 情報発信に努めます。
- ・ 地域における活動やボランティア活動を広報紙やホームページ等を通じて積極的に発信することで、地域福祉活動の充実へとつなげます。

市·市社協	・コミュニティセンターやまちづくりボランティアセンターなど地域福祉活動の拠点となる施設の適切な運用に努める。・広く情報発信を行うとともに、様々なツールの活用や伝わりやすい内容など効果的な情報発信に努める。
事業者	・福祉事業者は、専門的なノウハウ・知識の提供など地域福祉活動へのサポートを行う。 ・地域における福祉活動に関心を持ち、企業・団体での参画を推進する。
地域	・地域の特性に応じた福祉活動を展開する。 ・地域にあるボランティア団体やNPO法人などと連携して福祉活動を行う。
市民	・ 市・市社協・地域からの情報に関心を持ち、地域福祉活動に積極的に参加する。

^{注12} SNS: 16ページ参照

注13 チャットボット:16ページ参照

●地域における取組紹介「基本項目3-1 地域福祉活動への参加促進」事例

デジタルで続ける介護予防、つながる高齢者

新型コロナウイルス感染症の流行や気象・道路事情によって、高齢者の介護予防活動が停滞しないよう、デジタルツールの活用に取り組んでいます。







令和3年度には、「通いの場における ICT 活用検証事業」として、「通いの場」の参加者 10 名がタブレットを使って自宅から「リモート体操教室」に参加しました。この経験をふまえ、令和 4 年度に、高齢者がテレビ会議システムの使い方を習得し、他の高齢者に教える「リーダー養成講座」を開催しました。

鰐淵地区の「通いの場」では、令和3年7月豪雨災害により道路が通行止めとなり、地区外から講師が来ることができず、体操教室を休止していましたが、講師と集会所に集まった参加者がテレビ会議システムでつながることにより、体操教室を再開できました。

本市では、全てのコミュニティセンターにWi-Fi環境を整備しています。このようなデジタルを活用できる環境と人のつながりを活かし、高齢者の交流を広げていきます。

地域の頼りになる助け合いの組織

かみつお助けマン互助会

地域の過疎化・高齢化という課題に対して自分たちで立ち上げた助け合いの組織で、地域に必要とされる会になっています。







~始めるまでの経緯や現在の取組について~(活動されている方のお話から)

上津地区の過疎化が進み、高齢者世帯が増えつつある状況で生活応援組織の立ち上げが急務であると感じていました。「難しいだない?」との声もありましたが、「やらないけん!」と皆で立ち上がり、地区内の諸団体の協力もあって今日に至ります。

主な依頼は草刈りや植込みの手入れ等ですね。私たちの活動は上津地区限定ですが、繁忙期にはカレンダーが毎日埋まるほどの依頼もあります。皆さんに頼りにしてもらっているんだとの思いで動いています。

顔なじみであることがかみつお助けマンのいいところで、お茶を飲みながら昔話に花を咲かせることもあります。皆さんにとっても、私たちにとってもそれが楽しみになっています。

活動の担い手のほとんどが高齢者なので、会を継続させるためにも後継者の育成が急務です。今後も、地区内の隅々まで私たちの想いが浸透し、地区全体で盛り上げていくために活動を続けていきます。

地域における課題から支え合い活動へ

神門地区手互の会

「昔に比べて近所のつながりが薄くなってきた」、「ゴミ出しや買い物などに困っている人がいる」、「将来このまちで暮らしていけるのか不安」などの声から生まれ、地区社協を中心として支え合い活動を行っています。







~始めるまでの経緯や現在の取組について~

地区の実態や住民の意見を聞くための住民アンケートや、住民座談会や訪問調査などに取り組みました。その結果、多くの住民が日常のちょっとした困りごとを助け合うことができる生活支援のしくみの必要性を感じていることが分かりました。

こうした過程の中で、後々の組織構想の基となるようなアイディアや意見が多く出され、自治協会や民生委員児童委員協議会など各諸団体と共に検討しながら、住民同士が助け合う生活支援組織が立ち上げられました。

そして、住民に愛着を持ってもらうため組織名を住民から募集し、出雲弁で手助けを意味する「てご」という言葉を取り入れた、「福祉互助組織神門地区手互の会」と命名されました。

現在では、利用会員・協力会員合わせて約100名の会員登録があり、外出の付添いや草取り、掃除、ゴミ出しなど日々の小さな困りごとを住民同士が助け合うかたちで活動が行われています。



基本項目3-2 地域福祉活動を担う人材育成

地域福祉活動の充実のためには、活動の担い手を確保し、活動を活発化していくことが欠かせません。

市民アンケート調査の結果では、地域福祉活動への参加動機としては、友人や家族に誘われた、 職場・学校・団体などで参加する機会があったという方が多くありました。地域福祉活動の活性化 には、「人とのつながり」が有効であり、地域において活動を実践する機会を増やし、多くの人が活動を実践し、さらに周囲を巻き込んでいくことが効果的であると考えられます。

本市には、多数の福祉事業者が福祉サービスを提供しているとともに、高校・大学・専門学校など福祉に携わる人材を育成する機関も多く立地しています。これらを活かし、福祉事業者と地域の連携を深めるための取組や、各学校との連携を推進します。

施策の方向性

地域における福祉活動充実のため、福祉事業者と地域の連携をより深めていくとともに、地域や 学校、事業者など福祉に関わる地域資源を最大限活用できるよう、人材育成や福祉にふれる機会 を創出する取組を進めていきます。

また、活動を持続可能なものとしていくために、担い手育成のための取組を推進します。

実施項目3-2-1 地域や事業所等での人材育成

【取組内容】

地域福祉活動に関する啓発及び人材育成

- ・ 地域・企業・学校において出前講座や研修等を行うことで、福祉への関心を高めるとともに、 福祉活動への参加意欲を高めていきます。
- ・ 学校教育における道徳教育、人権教育及び総合的な学習の時間を活用した福祉体験等を 推進します。
- ・福祉事業者が地域と連携して、地域における福祉活動に取り組むことができるよう、コーディネーターの配置や連携の仕組みづくりを進めます。
- ・福祉現場における学生等の実習や体験等を積極的に受け入れることを通じて福祉を担う人 材の育成に努めます。

実施項目3-2-2 地域福祉にふれる機会の創出

【取組内容】

多様な機会の創出

- ・ 高齢者と子どもの交流会や、福祉現場における体験の受け入れなどにより、福祉にふれる機会を創出します。
- ・ 市民の関心の高い福祉活動をリサーチすることで、市民が参加しやすい環境づくりを進めま す。
- ・ボランティアの募集や研修会の開催など、積極的に情報発信します。
- ・ 職場や学校などに向けて、効果的な活動参加へのアプローチを行っていきます。

実施項目3-2-3 住民福祉活動の担い手育成

【取組内容】

人材育成及び活動しやすい環境の整備

- ・ボランティア養成講座等を行うことで、ボランティア活動に参加する人材の育成を推進しま す。
- ・関係機関と連携し、住民福祉活動の負担軽減につながる働きかけを行います。

施策推進に向けた役割

市·市社協	・研修等を通じて、地域福祉活動への関心を高める取組を実施する。 ・学校・地域・事業者など様々な機会で福祉にふれる機会を創出していく。
事業者	・ 福祉に関する研修会や、福祉にふれる機会の創出のために、専門的なノウハウや知識を提供する。
地域	・研修会等を開催し、地域における福祉への関心を高める。 ・市や市社協と連携し、地域福祉活動の活動促進・担い手育成に取り組 む。
市民	・ 興味関心のあることから参画するなど、出来ることから地域福祉に関わっていく。

●地域における取組紹介「基本項目3-2 地域福祉活動を担う人材育成」事例

世代や分野を超えた協力により長く続く活動

荘原地区世代間交流しじみ採り







~取組や関わる人について~

荘原幼稚園、荘原保育園、東部保育園などの地域園児(年長組)がしじみ採りを行い、特産大和しじみや宍道湖の生き物(宍道湖七珍)、環境について学ぶ体験機会をつくるとともに世代間交流を図っています。

実施においては、地元しじみ漁師、地区社協、民生委員児童委員など地域の関係者が協力し、また、園児たちへの説明資料のイラストを斐川東中学校美術部の生徒が制作するなど、幅広い世代が関わることのできる仕組みとなっています。

今後も、環境についての学びや、地域の地場産業についての学びを通して、世代や分野を超えてのつながりや地域を共に作っていく機会として活動を続けていくこととしています。